

定住自立圏形成協定書

大船渡市・住田町

定住自立圏形成協定書

大船渡市（以下「甲」という。）と住田町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と当該宣言に賛同した乙が、連携と協力により、都市機能を整備するとともに生活機能を確保し、大船渡・住田圏域（以下「圏域」という。）の活性化を図り、魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、次条に規定する政策分野について、地域資源を有効活用し、それぞれの役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野及び取組の内容並びに役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合う政策分野及び取組の内容並びに役割分担は、別表のとおりとする。

（費用負担）

第4条 前条に規定する取組の推進に当たり費用が生じるときは、受益の程度を勘案し、甲乙協議してそれぞれの当該費用を負担するものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。
この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この協定は、当該効力を失う日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年10月2日

大船渡市

代表者 大船渡市長 戸 田 公 明

住 田 町

代表者 住 田 町 長 神 田 謙 一

別表

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

地域医療体制の充実

取組の内容	圏域住民が安心して暮らすことができるよう、医療機関や介護事業所、関係機関などと連携を図りながら、地域医療体制の充実に向けて取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、地域医療体制の充実に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、地域医療体制の充実に必要な事業及び支援を行う。

(2) 福祉

地域福祉の充実

取組の内容	圏域住民が安心して暮らすことができるよう、関係機関などと連携を図りながら、適切な支援体制に基づく地域福祉の充実に向けて取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内の福祉の充実に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内の福祉の充実に必要な事業及び支援を行う。

(3) 教育

公共施設の利用促進

取組の内容	圏域住民が健康で文化的な生活を営むための利便性の向上を図るため、文化施設や体育施設などの公共施設の相互利用の促進に向けて取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、公共施設の相互利用に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、公共施設の相互利用に必要な事業及び支援を行う。

(4) 産業振興

① 広域観光の推進

取組の内容	圏域内の自然や文化などの地域資源を生かした観光振興を図るため、外国人を含む観光客の受入体制の整備や観光・物産素材の発掘、圏域外への情報発信やPRなどによる観光誘客及び販路拡大に向けて取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域における広域観光に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域における広域観光に必要な事業及び支援を行う。

② 産業振興の推進

取組の内容	圏域内の産業特性を生かした産業・経済の活性化を図るため、共通の地域資源を有する第一次産業の振興、国際リニアコライダー（ILC）の誘致・実現などを見据えた新たな展開の創出に向けて取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域における産業振興に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域における産業振興に必要な事業及び支援を行う。

(5) その他

① 廃棄物リサイクルの推進

取組の内容	圏域内における循環型社会の形成を図るため、排出される廃棄物を資源として有効利用するリサイクル体制の確立に向けて取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域における廃棄物リサイクルの推進に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域における廃棄物リサイクルの推進に必要な事業及び支援を行う。

② 消費生活対策の充実

取組の内容	圏域住民の消費生活における犯罪などの被害を防ぎ、安全を確保するため、消費生活センターの機能強化に向けて取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、消費生活対策の充実に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、消費生活対策の充実に必要な事業及び支援を行う。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

交通ネットワークの維持・確保

取組の内容	圏域住民の日常生活における交通手段の確保を図るため、交通事業者などと連携しながら、利便性向上や効率化を踏まえた交通ネットワークの構築に向けて取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内における交通ネットワークの維持・確保に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内における交通ネットワークの維持・確保に必要な事業及び支援を行う。

(2) 地域内外の住民との交流・移住促進

移住・定住の促進

取組の内容	圏域内における人口流出を防止し、移住・定住人口の増加を図るため、圏域の情報発信やPR、交流・関係人口の拡大、結婚や子育て支援の強化などに向けて取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、移住・定住の促進に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、移住・定住の促進に必要な事業及び支援を行う。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 圏域内市町の職員の交流

職員合同研修などの実施

取組の内容	圏域内の自治体職員の資質向上や育成を図るため、合同研修などの実施による圏域マネジメント能力の強化などに向けて取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、職員合同研修などの実施に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、職員合同研修などの実施に必要な事業及び支援を行う。